

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和6年9月1日 至 令和7年8月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団エミナル

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄
の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 北九州市小倉北区魚町二丁目3番20号第30エルザビル3階

(3) 設立認可年月日 平成19年2月20日

(4) 設立登記年月日 平成19年3月1日

(5) 役員及び評議員 該当なし

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定
管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関 コード又は介護 事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	エミナルクリニ ック池袋院	なし	東京都豊島区南池袋三丁目13 番10号4階	
	エミナルクリニ ック新宿院		東京都新宿区西新宿三丁目1番16 号 京王新宿追分第二ビル3階	
	エミナルクリニ ック上野院		東京都台東区上野四丁目2番 6号 上野西田ビル5階	
	エミナルクリニ ック小倉院		福岡県北九州市小倉北区魚町 二丁目3番20号 第30エル ザビル3階	
	エミナルクリニ ック宇都宮院		栃木県宇都宮市江野町6番10号 天心堂ビル2階・3階・5階	

メンズエミナル クリニック桜木町院		神奈川県横浜市中区花咲町二 丁目 65 番地 6 コウノビル MM21-3 階	
エミナルクリニ ック川崎院		神奈川県川崎市川崎区砂子二 丁目 4 番地 17 Cassia Kawasaki Residence 2 階	
エミナルクリニ ック神戸院		兵庫県神戸市中央区磯上通七 丁目 1 番 19 号 PROGRESS KOBE 4 階	
エミナルクリニ ック大分院		大分県大分市中央町一丁目 1 番 20 号 ニューガイア大分駅前 BLDG.	
メンズエミナル クリニック新宿院		東京都新宿区西新宿一丁目 3 番 3 号 品川ステーション ビル新宿 8 階	
エミナルクリニ ック郡山院		福島県郡山市中町 7 番 17 号 かねいビル 1 階	
エミナルクリニ ック心斎橋院		大阪府大阪市中央区西心斎 橋二丁目 1 番 25 号 心斎橋 W-Place 4 階	
エミナルクリニ ック池袋東口院		東京都豊島区南池袋二丁目 27 番 8 号 第 10 野萩ビル 7 階	
エミナルクリニ ック船橋院		千葉県船橋市本町四丁目 2 番 9 号 菅野屋船橋ビル 3 階	
エミナルクリニ ック横浜院		神奈川県横浜市西区北幸一 丁目 1 番 8 号 相鉄北幸第 1 ビル 7 階 707 号室	
メンズエミナル クリニック横浜院		神奈川県横浜市西区北幸一 丁目 1 番 8 号 相鉄北幸第 1 ビル 7 階 703 号室	
エミナルクリニ ック福井院		福井県福井市大手三丁目 4 番 1 号 福井放送会館地下 1 階	

エミナルクリニック京都院	京都府京都市下京区四条通 麩屋町西入立売東町 28 番地 SAKIZO PLAZA 2 階・3 階・5 階
エミナルクリニック奈良院	奈良県奈良市高天町 38 番地 3 近鉄高天ビル 2 階
エミナルクリニック梅田院	大阪府大阪市北区梅田一丁目 12 番 6 号イーマ 302 号・ 305 号・604-1 号
エミナルクリニック天王寺院	大阪府大阪市阿倍野区 阿倍野筋一丁目 5 番 10 号 あべの nini 2 階
エミナルクリニック上野院	東京都台東区上野七丁目 3 番 2 号 TSD ビル 6 階
メンズエミナルクリニック銀座院	東京都中央区銀座四丁目 4 番 1 号 銀座清水ビル 6 階
エミナルクリニック渋谷院	東京都渋谷区渋谷二丁目 22 番 16 号 渋谷 TR ビル 5 階
エミナルクリニック彦根院	滋賀県彦根市高宮町 1320 番 地 6 nonoHana 南彦根 1 階

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）

該当なし

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6 年 9 月 1 日 理事長の選定

令和 6 年 10 月 25 日 令和 5 年度決算の決定

令和 7 年 5 月 27 日 令和 7 年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人社団エミナル

※医療法人整理番号 03516

所在地 北九州市小倉北区魚町二丁目3番20号第30エルザビル3階

財 産 目 録
(令和 7 年 8 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	10,056,492 千円
2. 負 債 額	9,785,060 千円
3. 純 資 産 額	271,432 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	8,486,369
B 固 定 資 産	1,565,348
C 繰 延 資 産	4,775
D 資 産 合 計 (A+B)	10,056,492
E 負 債 合 計	9,785,060
E 純 資 産 (C-D)	271,432

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人社団エミナル

※医療法人整理番号 03516

所在地 北九州市小倉北区魚町二丁目3番20号第30エルザビル3階

貸借対照表
(令和 7 年 8 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	8,486,369	I 流 動 負 債	9,785,060
II 固 定 資 産	1,565,348	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	1,002,399	(うち医療機関債)	(0)
2 無 形 固 定 資 産	310	負 債 合 計	9,785,060
3 そ の 他 の 資 産	562,639	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	(0)	科 目	金 額
III 繰 延 資 産	4,775	I 基 金	5,500
		II 積 立 金	265,932
		(うち代替基金)	(0)
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	271,432
資 産 合 計	10,056,492	負債・純資産合計	10,056,492

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2

法人名 医療法人社団エミナル

※医療法人整理番号 0 3 5 1 6

所在地 北九州市小倉北区魚町二丁目3番20号第30エルザビル3階

損 益 計 算 書
(自 令和 6 年 9 月 1 日 至 令和 7 年 8 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	11,612,305
2 事業費用	11,437,246
本来業務事業利益	175,059
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	175,059
II 事業外収益	108,278
III 事業外費用	490
経常利益	282,847
IV 特別利益	0
V 特別損失	▲ 3,183
税引前当期純利益	279,664
法人税等	81,899
当期純利益	197,765

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名

医療法人社団エミナル

※医療法人整理番号

0

3

5

1

6

所在地 北九州市小倉北区魚町二丁目3番20号第30エルザビル3階

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団エミナル

理事長 平沼 正明 殿

私は、医療法人社団エミナルの令和 6 会計年度(令和 6 年 9 月 1 日から 令和 7 年 8 月 3 1 日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 10 月 20 日
医療法人社団エミナル
監事 大野 聖史

(注 1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

(注 2) 関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。